KEY COFFEE INC

最終更新日:2021年6月29日 キーコーヒー

代表取締役社長 柴田 裕 問合せ先:経営企画部 広報チーム 証券コード:2594

https://www.keycoffee.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

<u>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他</u>の基本情報

1.基本的な考え方 更新

当社は、「品質第一主義」に基づき、お客様、株主、社員をはじめとする様々なステークホルダーの期待にお応えするため、企業理念「コーヒーを究めよう。お客様を見つめよう。そして、心にゆたかさをもたらすコーヒー文化を築いていこう。」を掲げ、常にコーヒーのおいしさを創造し、人々のこころを満たし続けることを使命とし、企業価値の向上に努めております。

また、コーヒーのバリューチェーンを担う企業として、コーヒーの未来と持続可能な社会の実現に貢献してゆく所存であります。一世紀にわたり積み重ねてきた知恵や技術等を活かし、コーヒー生産国と消費国における社会課題解決に取組み、SDGsを実践してまいります。

そのためには、コーポレートガバナンスの一層の強化が不可欠であり、経営の透明性を確保しながら、支援、支持を得続ける体制の確立に取組み続けます。

当社は、監査等委員会設置会社として、4名の監査等委員である取締役がモニタリング機能を重視することで、経営の健全性の維持、強化を図るとともに、取締役会を中心とした当社にふさわしいコーポレートガバナンス体制を構築しております。

具体的には、取締役会を中心とした意思決定プロセスでの審議を充実させるため、執行役員制度の導入で経営と業務執行を分離させ、業務執行会議を設置するとともに、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」の社内規程により各部門の役割分担および責任と権限を明確にすることで、経営環境の変化に迅速な対応を行える体制を確立しております。

グループ関係会社に関しましては、グループ各社の主体性を重視しつつ、重要案件につきましては、当社において制定した「関係会社管理規程」の定めに従い、当社の承認または協議のうえ実施する体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則4-1-3)

当社は、最高経営責任者の後継者計画を現時点では明確に定めておりません。経営方針などを踏まえ、今後、必要に応じて検討してまいります。

(原則4-10)および(補充原則4-10-1)

当社は監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、指名・報酬に関わらず、特に重要な事項に関する検討に当たっては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得たうえで、独立社外取締役の意見を十分に踏まえつつ取締役会で決定しております。

現時点では取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどの必要性はないと考えております。

(原則5-2)

当社では中長期的な企業価値向上を図るため、キーコーヒービジョンとミッション、および中長期計画を資本コストを意識し策定しております。しかしながら当社の主力事業であるレギュラーコーヒーの製造販売は、コーヒー豆の国際取引相場の変動や外国為替の変動により業績に影響を及ぼす可能性があり、特に利益面の振れ幅も大きいことから、ステークホルダーに対し予断を与えかねない事を配慮し、数値の公表は差し控えております。当社の企業価値向上、ひいては株主共同の利益を確保し向上させていくことを究極の目標としているため、事業利益の拡大を最重視しつつ、資本効率を高める施策についても適宜検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

(原則1-4)

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することがあり、取締役会において定期的に検証を行います。保有目的の適切さや経済合理性が見合わなくなった株式は、売却等により段階的な縮減を図ります。また、政策保有株式の議決権は、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断いたします。

(原則1-7)

当社がその役員と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役会に付議し、決議しております。また、当社が主要株主等と利益相反取引を行う場合には、取締役会規程や職務権限規程に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会に付議し、決議しております。

(原則2-6)

当社における企業年金の積立金の運用は、キーコーヒー企業年金基金により行っております。基金規約に基づき、代議員会が執行機関として、 理事会、また理事の代表として理事長が設置されています。積立金の運用は、資産運用の基本方針に基づき複数の運用機関へ委託し、モニタリング、評価の実施、受益者に対し年度毎に業務概況の報告等を行っています。運用等、受益者と会社との間で利益相反が生じない体制を構築し 実施しています。また企業年金基金の事務局には適切な資質をもった人材を選出、配置しております。

(原則3-1)

(1). 当社の企業理念および経営戦略、経営計画は、キーコーヒービジョンとミッションを含め、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。

https://www.keycoffee.co.jp/company/policy

(2). 当社は、お客様、株主、社員を始めとする様々なステークホルダーの期待にお応えするため、生活者の視点に立ったCSR経営を掲げ、「常にコーヒーのおいしさを創造し、人々のこころを満たし続ける企業」となることを目指しております。そのためには、コーポレートガバナンスの一層の強化が不可欠であり、経営の透明性を確保しながら、支援、支持を得続ける体制の確立に努めております。

上記の基本的な考え方に従い、当社は監査等委員会設置会社として、取締役の約半数を監査等委員である取締役が占めることを基本方針として、取締役会のモニタリング機能の強化を図っております。

- (3).経営陣幹部・取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、当社が将来に亘って持続的に成長していくために必要な優秀な取締役人材の確保に資するものであるとともに、取締役の職務の執行を監督する機能を十分発揮することを決定の基本方針としています。今後経営環境等の変化等により、報酬額を変更する必要性が生じた場合は取締役会で審議し、決定します。企業業績の向上・安定による企業価値の向上に資するため、2018年5月14日開催の取締会で経営成績に連動した株式報酬制度の導入を決定し、その職務専念を成すべく執行責任の役位に応じた「基本報酬」(固定)と、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有する事で、中長期な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした「株式報酬」(業績連動報酬等および非金銭報酬等)とで構成しております。報酬水準および構成比は、業績および株主価値への連動を重視し、グループ全体への経営責任および影響度がより大きい上級役員ほど、担っている職責に応じて適切に設定し、また、国内の同規模の他企業との比較および当社の財務状況を踏まえて設定しております。個人別の「基本報酬」の決定については、この設定に対する個人業績の達成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの評価を取締役会において代表取締役社長、柴田裕に一任することを決定しており、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長は、取締役の指名について毎年4月に監査等委員会の意見を聞き、株主総会で選任された後の任期に係る取締役の個人別の「基本報酬」を決定し、毎年7月以降に年俸分を月次で分割して支払います。業績連動部分である「株式報酬」は事業年度ごとに一定の時期に「役員株式給付規程」に基づき、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益および自己資本利益率を業績指標とし、役位、業績達成度等に応じて定まる数のポイントを付与し、退任時に当該累計ポイント数に基づき株式および金銭を支給する制度であり、2018年6月19日開催の第66期定時株主総会において、付与するポイントは、年31千ポイント以内と決議されております。業績連動報酬が、原則ゼロ~約30%の範囲で変動するものとしています。
- (4). 当社における取締役候補者の指名は、監査等委員会での協議を経て「取締役会規程」に定める取締役の選定基準に基づき取締役会で選定および決定しております。なお、監査等委員である取締役の選定に関しては、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の同意を得たうえで決定しております。

また、経営陣幹部は業務経験、経営感覚、指導力等に優れ、相応しい人格・識見を有するなどの観点から、代表取締役社長が取締役会に対し候補者の推薦を行い、取締役会での決議により選任しております。経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは規程違反等があった場合、その他、機能を発揮していない場合には、解任することとしております。

(5).経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際は、個々の選解任・指名について説明いたします。 取締役の個々の指名理由は、第69期定時株主総会招集ご通知の議案、参考書類をご参照ください。

https://www.keycoffee.co.jp/company/ir/irnews/

(原則4-1-1)

当社の取締役会は、当社経営の意思決定機関として、法定事項を協議決定するとともに、経営の基本方針や戦略および業務執行上の重要な経営課題などの事項を決定あるいは承認し、取締役の職務の執行を監督しております。更には、当社の経営方針に則り、各執行役員の方針や計画に深く関与し、その実行状況についても適宜モニタリングしております。取締役会は月1回定例開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

また、取締役、執行役員および経営幹部で構成する業務執行会議は、取締役会で決定した方針に基づき業務執行における具体的な施策や数値などの重要事項を審議し、決議を行っております。業務執行会議は、原則として週1回開催しております。

なお、当社は、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに、経営と業務執行を分離することで執行責任と権限を明確にするため、執行役員制度を導入しております。

(原則4-9)

当社は、社外取締役の独立性は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づくとともに、当社の持続的な成長と中長期的な発展に貢献できる 多様な経験と幅広い見識を有する有識者を、社外取締役の候補者として選定しております。

(補充原則4-11-1)

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、個人および経営専門家としての高度な倫理観と誠実性、強い探究心と精神的独立性、実践的な見識と成熟した判断能力、ビジネス・財務・会計・技術等に関する方針決定における幅広い知識と経験、職務を果たすために必要な労力や時間を惜しみな〈提供する意欲、利益相反行為への不関与と言った資質を有する者の中から取締役を選定しております

社内取締役については、特に迅速且つ事業特性を踏まえた意思決定を行うことを重視していることから事業に精通した者を選定し、社外取締役については、企業経営者や有識者などを人格・見識・能力等を考慮して選定しております。

取締役会は、活発な議論・検討と迅速な意思決定を可能とする観点から、取締役(監査等委員である取締役を除く)は5名以内、監査等委員である取締役は4名以内の合計9名以内と定款で定め、取締役会全体としてのバランスを踏まえた構成にしております。

(補充原則4-11-2)

取締役専務執行役員 小澤 信宏については、株式会社銀座ルノアールの社外取締役を兼務しております。

(補充原則4-11-3)

当社取締役のうち半数は業務執行取締役であり、取締役会での決定事項を速やかに且つ確実に実行できる体制としております。また、取締役会では執行状況等を適宜モニタリングしており、その評価等を踏まえ一層の取締役会の実効性向上に努めております。

取締役会として、キーコーヒーグループの大きな方向性の議論や中長期的な経営課題に関する議論を行いました。

取締役の自己評価は概ね良好であり、その結果の1つである業績につきましては四半期毎に開示しており、その他、取締役会の実施状況も問題なく、社外取締役を含め活発且つ建設的な議論を経て意思決定を行っており、現在の当社取締役会は実効性があるものとして評価しております。

(補充原則4-14-2)

取締役、経営陣幹部は、経営者向けの外部講演会等に積極的に参加しており、これの機会を通じて、取締役として必要な知識の習得および取締役の役割と責務の理解促進を図るよう努めております。また、当社は、全国管理職研修会、全国部長会、本部長勉強会等に社外取締役を含む取締役および経営陣が参加できる体制としており、社外取締役等が当社業務に精通でき、適切な判断ができるよう、当社業務等への理解を深めるこのような機会を幅広く提供しております。

(原則5-1)

当社のIR活動は、代表取締役社長をトップとして、管理本部および経営企画部が行っております。IR活動に必要な情報は、関係部門、関係会社と

連携し、適宜、情報収集をしております。当社では、定期的に実施している決算説明会や会社説明会、当社ホームページによる情報開示の実施以外にも、株主との対話をより充実させるため、工場見学会の開催や株主とのコミュニケーションツールとして年4回「Coffee Fan」を送付する等、日常的に株主が当社の様々な情報を入手し、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただけるよう積極的な活動を行っております。なお、株主との対話の場から得られた意見などは、随時、経営陣幹部に報告し、経営に活用しております。また、当社は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の2週間前から決算発表日までの一定期間を「沈黙期間」に設定し、この期間は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
博友興産有限会社	2,270,000	10.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,226,000	5.65
キーコーヒー取引先持株会	648,500	2.99
柴田 裕	468,900	2.16
三井物産株式会社	387,700	1.78
株式会社みずほ銀行	304,000	1.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	301,600	1.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	286,600	1.32
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	274,700	1.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	268,200	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

【大株主の状況】につきましては、2021年3月31日の状況を記載しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1) ^{更新}



氏名	属性		会社との関係()									
₹		а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
中川 幸三	公認会計士											
柴本 淑子	他の会社の出身者											
東 志穂	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 h
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者 С
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

会社との関係(2)^{更新}



氏名	監査等 委員	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 幸三				当社と利害関係を有せず、公認会計士としての 財務および会計に関する高い見識を有してい ることから、社外取締役としての監査機能およ び役割が期待できるため。また、一般株主との 利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立 役員に選任いたします。

柴本 淑子	当社と利害関係を有せず、幅広い年齢層の雑誌の編集長を歴任し、高い見識と生活者目線による豊富で幅広い経験を有していることから、当社経営の透明性確保とガバナンス機能を高めるための職務の適切な遂行が期待できるため。また、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任いたします。
東志穂	当社と利害関係を有せず、弁護士として培われた専門的な知識・経験を有していることから、当社の経営判断の場において適切な助言および提言が期待できるため。また、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任いたします。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 社外取締役 (名) (名)		委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査等を実施していることら、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と連携して、本社および主要な事業所並びに子会社における業務の執行状況および 財産の状況を調査し報告を求め、財務諸表に対する信頼性の向上のため、四半期に1回定期的に、あるいは、必要に応じて随時会合を持ち、それぞれの監査計画と結果について状況の共有を図りながら、効果的且つ効率的な監査を実施しております。

また、内部監査部門とは、毎月監査報告会を開催し、執行部門に対する内部監査結果の報告を受け、内部統制システムの適合性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対して改善に向けた提言、是正勧告、フォローアップに取り組んでおります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づくとともに、当社の持続的な成長と中長期的な発展に貢献できる 多様な経験と幅広い見識を有する有識者を、社外取締役の候補者として選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員の報酬は、基本報酬と中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬(業績連動報酬等および非金銭報酬等)制度としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

- 1.役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので、記載を省略しております。
- 2.当社は平成17年6月21日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、取締役に対する退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続いて在任する取締役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
- 3.取締役(監査等委員会を除く)の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第63期定時株主総会において、年額175百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社が将来に亘って持続的に成長していくために必要な優秀な取締役人材の確保に資するものであるとともに、取締役の職務の執行を監督する 機能を十分発揮することを取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬決定の基本方針としています。企業業績の向上・安定による企業価値 の向上に資するため、2018年5月14日開催の取締会で経営成績に連動した株式報酬制度の導入を決定し、その職務専念を成すべく執行責任の 役位に応じた「基本報酬」(固定)と、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株 価下落リスクまでも株主と共有する事で、中長期な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした「株式報酬」(業績連動 報酬等および非金銭報酬等)とで構成しています。2015年6月24日開催の第63期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除 〈)の員数は5名以内、その報酬の限度額は年額175百万円以内、取締役の使用人分給与の支給はなく、役員退職慰労金制度は、2005年6月21 日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役に対しては、退職慰労金制度廃止までの 在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に金銭として支払うことを決議しており、役員退職慰労金廃止時に、長期成長のための経営 を積極的に行うためにも短期志向への偏重とならぬよう年次賞与制度も廃止しています。報酬水準および構成比は、業績および株主価値への連 動を重視し、グループ全体への経営責任および影響度がより大きい上級役員ほど、担っている職責に応じて適切に設定し、また、国内の同規模 の他企業との比較および当社の財務状況を踏まえて設定しています。個人別の「基本報酬」の決定については、この設定に対する個人業績の達 成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの評価を取締役会において代表取締役社長 柴田裕に一任することを決定しております。取締役会の決 議により委任を受けた代表取締役社長は、取締役の指名について毎年4月に監査等委員会の意見を聞き、株主総会で選任された後の任期に係 る取締役の個人別の「基本報酬」を決定し、毎年7月以降に年俸分を月次で分割して支払います。業績連動部分である「株式報酬」は事業年度ご とに一定の時期に「役員株式給付規程」に基づき、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益および自己資本利益率を業績指標とし、役位、業績 達成度等に応じて定まる数のポイントを付与し、退任時に当該累計ポイント数に基づき株式および金銭を支給する制度であり、2018年6月19日開 催の第66期定時株主総会において、付与するポイントは、年31千ポイント以内と決議されております。

個人別の「株式報酬」の決定については、「役員株式給付規程」に基づき、定められた条件に従い、事業年度ごとに役位、業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時の当該累計ポイント数に基づき株式および金銭を支給する旨を取締役会で決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

取締役または使用人は、監査等委員である取締役に対して、法定事項に加え当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスコールの通報状況およびその内容を速やかに口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告します。 また、監査等委員である取締役が必要に応じ取締役および使用人に報告を求めることができる体制を確保しています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役(監査等委員含む)9名で構成され、月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時開催しております。また、経営環境の変化に素早く対応するため、原則として週1回、業務執行取締役、執行役員および経営幹部で構成する業務執行会議において、各部門の状況報告とこれに基づく具体的な対応策を決定します。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値を向上させるために、取締役会において重要な経営の意思決定をし、取締役会の監督機能強化および社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性を図るため監査等委員会を設置し、監督・意思決定機能と業務執行機能を分離させる執行役員制度によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役会は、当社グループの事業に精通した社内取締役と、独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する監督を行う社外取締役との適切なバランスで構成することを原則としており、取締役会の3分の1を社外取締役とし、且つ、監査等委員会は4名中3名を社外取締役で構成しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席していただくことを基本方針としております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる行使を採用しております。
その他	招集通知・議決権行使についての参考資料を当社ホームページに掲載するとともに、株主総会では報告内容、議案の説明に動画やパワーポイントを利用する等、株主に対して会社情報の可視化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表はいる。代表を表している。
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めており、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、当社の判断によりタイムリーかつ積極的な情報開示に努めております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間、期末に事業活動説明会を開催しております。 アナリスト・機関投資家の皆様に決算概況および経営方針のほか、直近の当 社事業活動についてご説明し、理解を深めていただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適切な投資判断を行えるような情報につきましては、適時開示の他、招集通知、決算短信等をホームページに掲示し、積極的に情報提供を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 広報チームが当該業務を担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	すべての社内規程のもととなるキーコーヒーの行動規範、行動指針を制定し、グループ全体で共有化しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境保全活動、CSR活動等をまとめた社会・環境報告書をホームページ上で公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社は、全ての役員、使用人が、法令、定款および社会規範を遵守して行動することを徹底するため、「企業理念」、「行動規範」をカード化し全役員、使用人が常時携帯するとともに、適宜社員教育、啓蒙等を行い、かつ誓約書を提出させる。
- また、使用人には、「就業規則」、「短期契約社員就業規則」等を定めており、内部監査部門は各種法令や社内規程に違反する行為、あるいはその恐れがないかどうかを監査する。この監査結果は定期的に取締役に報告されるものとする。
- (2) 当社内部監査部門は子会社各社のコンプライアンス体制、リスク管理体制並びに業務処理に係る内部監査を実施し、その結果を当社の取締役、監査等委員会、および各社のトップに報告する。
- (3) 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- 以上のコンプライアンス体制を構築しており、これを的確に運用しコンプライアンシーを維持する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、業務執行会議など重要会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他業務執行に係る重要事項を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、「文書管理規程」に基づき適正に保存、保管する。取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。「文書管理規程」の改廃については、業務執行会議の承認を要するものとしている。

- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、損失の危機を継続的にコントロールするため、「リスク管理規程」を制定するとともに、「内部通報規程」、「内部情報管理および内部者 取引規制に関する規程」、「災害に対する対応措置」、品質保証面での「苦情対応実施要領」、電算機トラブル発生時の「非常時対応ガイドライン」 等を定めるとともに、リスク担当取締役を選定する。また、当社グループ全体のリスク管理体制を統括的に管理する。
- (2) 当社は、発生したリスクに総合的に対応する組織としてリスク担当取締役をチームリーダーとするクライシスコントロールプロジェクトチームを設置しており、この体制の下、とくに全社の事業活動に重大な影響をおよぼすリスクが発生したときは、「リスク管理規程」に基づき速やかにクライシスコントロールプロジェクトチームを召集するとともに、非常事態と判断されるリスクに対しては、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し当社グループの損害等の極小化を図る。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会および業務執行会議を定期的に開催する。取締役会は、取締役並びに社員が共有する全社的な経営計画を定め、業務執行取締役は、この経営計画を達成するための各部門の具体的な方針および目標、施策を盛り込んだ方針実行計画を策定し、業務執行状況を定期的かつ適宜取締役会および業務執行会議に報告するとともに、定期的に実行計画に対する結果と対策をとりまとめ、代表取締役に報告する。社内の意思決定は、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任と権限の範囲を明確にしたうえで委譲し、迅速に決裁することを継続する。

各部門の業務内容は「職務分掌規程」にて明確化しており、内部監査部門は、各々の業務が社内規程等に照らして正し〈処理され効率よ〈行われ ているかの監査を継続実施し、結果を代表取締役に報告する。

- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社各社における内部統制システムに関しては、子会社各社において必要な規程の整備を進めるとともに、当社は各社の主体性を重んじつつ、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- (2) 子会社各社の主要事項の管理については「関係会社管理規程」で案件別に管理基準を定めており、これに基づき承認、協議若しくは報告を求める。各社の業績、および取締役等の職務の執行にかかる事項については、毎月報告される体制ができており、これを経営企画部がとりまとめ、取締役会並びに業務執行会議に報告する。
- (3) 当社は、各社トップと当社の取締役が出席する「グルーブ戦略会議」を原則として毎月開催し、グループ間の情報共有と重要事項に関する討議を行い、グループ総合力の強化を図る。
- 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- (1) 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は内部監査部門を中心に人選を行い、その任に当てるものとする。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、指示を実行するものとする。
- (3) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の任命、異動、懲戒等に関する事項は、監査等委員会の同意を得たうえで、代表取締役が決定する。なお、当該使用人の人事考課に関しては監査等委員会の意見を聞くこととする。
- 7. 監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、当社並びに当社グループに重大な影響をおよぼす事項、定期的に 点検を実施しているリスクの顕在化およびその対応状況、内部監査の実施状況、コンプライアンスコールの通報状況およびその内容を速やかに 口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告する。
- (2) 当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、前項同様の法定事項に加え、当社並びに当社グループに重大な影響をおよぼす事項などを当該子会社の担当部署に報告し、当該担当部署はその内容をとりまとめて、当社経営企画部を経由して監査等委員会に口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告する。
- 8.監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 法令や社内規程に照らして疑義のある行為等については、使用人が直接情報提供(通報)を行う手段としてコンプライアンスコールを設置、運営するとともに、通報者の保護に関しては「内部通報規程」で通報者に不利益が生じないような対策を講じる。
- 9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、独立した予算を策定し監査費用を支出できるものとする。
- 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役との意見交換を密にし、また会計監査人および内部監査部門との連携を図り、効果的な監査業務を遂行できる体制 を整備する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本指針

- (1)不当・違法な要求には、毅然たる態度で断固拒否する。
- (2)名目如何を問わず、金品の支払いには絶対に応じない。
- (3)特殊暴力・民暴など反社会的勢力との関係は遮断する。
- (4)法令を遵守し、付け込まれない環境づくりに努める。

上記基本方針のもと、当社は反社会的勢力による違法および不当な要求行為に対しては、社会の一員として断固として対決し、組織全体でコンプライアンス(法令遵守)を重視し、積極的に不当行為の排除に取り組みます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の財務および事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社および当社グループの企業価値(以下、単に「当社の企業価値」といいます。)、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていく ことを究極の目的としており、これに資する者が当社の財務および事業の方針を決定する者として相応しいと考えております。

そのため、当社は、当社株式の大規模な買付けや支配権の移転を伴う買収提案(以下「買収提案」といいます。)を行う者(以下「買収提案者」とい います。)のうち、その目的から見て当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務およ び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

他方、買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社は、その買収提案を否定するものではな 〈、最終的に株主の皆様が、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するとご判断されるのであれば、その 意思に基づき、当該買収提案に応じて頂くべきだと考えております。

しかしながら、買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを株主の皆様に適切にご判断頂くため には、株主の皆様に当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を構成する有形・無形の要素や経営資源を把握して頂いた上で、買収提案者の 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に対する考え方および当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の向上・確保のための戦略、施 策、考え方等の情報を必要かつ十分に取得して頂き、さらに、その情報と当社現経営陣の経営方針等とを必要かつ十分に対比・検討して頂くべき だと考えております。

従いまして、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対して買収提案の内容を十分に検討するために合理的に必要な時間および情報を提供し ない者は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、買収提案者としては不適切であると考えています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 東郷

適時開示体制の概要

情報開示の基本方針

当社は、株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めています。

金融商品取引法および東京証券取引所の定める通時関示規則に準拠した情報の関示に努めるほか、 当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、当社の判断によりタイムリーかつ積極的な情報関示に努めています。



